

## 島原地域広域市町村圏組合消防署の機関員選任要綱

平成24年 7月 2日消本訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、島原地域広域市町村圏組合消防署における消防車両の運転、機関運用及び保守管理の担当者（以下「機関員」という。）を指名し、もって消防業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(機関員の業務)

第2条 機関員の業務は、消防車両の運転、機関運用及び保守管理とする。

(機関員の選任)

第3条 機関員の指名は、真に消防の機関員として適正と能力を有する者のうちから消防署長が指名する。

(適正選考)

第4条 消防署長は機関員の指名にあたり、適正選考を行うため、次の事項について警防課長及び所属長から意見を聴しなければならない。

- (1) 車両の運転技術に関すること。
- (2) 消防自動車の操作技術に関すること。
- (3) 車両の機関、構造等の知識に関すること。
- (4) 交通法規等遵守に関すること。
- (5) その他機関員として必要な事項に関すること。

(機関員の条件)

第5条 機関員として指名される者は、次の条件に適合していなければならない。

- (1) 勤続年数が消防職員として採用されてから3年以上経過していること。ただし、勤務人員等により、やむを得ない場合は勤続年数を2年以上とすることができる。
- (2) 普通自動車運転免許取得後、3年以上経過していること。

(機関員の適正評定)

第6条 消防署長及び所属長は、機関員の業務能力、判断能力、運転技術等について適宜、適正評定を行うものとする。

- 2 消防署長は、前項の場合において、機関員としての確性を欠くと認められる場合は、これを指名から外すことができる。

(補則)

第7条 適正評定は、運転技能評定表による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年7月2日から運用する。